

業務の運営に関する規程

事業所名 米沢商工会議所
無料職業紹介

第1 求 人

- 1 本所は、米沢商工会議所会員事業所で（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理する。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
また、若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、申込む。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでもよいものとする
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示していただく。

第2 求 職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票により申し込むものとする。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話する。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話する。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行うものとする。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行する。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとる。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を行わない。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をもらうこととする。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告していただく。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わない。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、全職種、国内です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであり、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されます。

平成29年 1月 1日

代表者 吉野 徹